健康教育の現状と課題

福岡県体育研究所

Ⅰ　健康教育とは

教育基本法

第一条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

第二条

一　幅広い知識と教養を身に付け、心理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

学校教育法

第二十一条

八　健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

健康は教育に欠くことのできない重要な要素の一つである

Ⅰ　健康教育とは

健康教育の三つの柱

学校における

保健教育	学習指導要領解説 （学校保健計画）	学習指導要領 （学校保健安全法）
安全教育	学校安全計画	学校保健安全法
学校給食 （食育）	食に関する指導の 全体計画	学校給食法

令和4年度学校保健全国連絡協議会
文部科学省初等中等教育局･食育課 健康教育調査室 横嶋 剛 氏 資料より抜粋

Ⅱ　今、求められる健康教育

児童生徒を取り巻く健康に関する現代的な課題

ア　**薬物等乱用の問題**（飲酒・喫煙・シンナー・覚せい剤・大麻・危険ドラッグ等）

イ　**性に関する問題**（援助交際・出会い系サイト等）

ウ　**生活習慣の乱れや生活習慣病の問題**（食生活の乱れ・運動不足・肥満等）

エ　**メンタルヘルスに関する問題**（いじめ・自殺・不登校・保健室登校・児童虐待等）

オ　**感染症の問題**（新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・麻しん・風しん・エイズ等）

カ　**アレルギー疾患の問題**（食物アレルギー・アナフィラキシー等）

キ　**学校環境衛生の問題**（シックハウス症候群・ダニアレルギー・PM2.5・熱中症等）

ク　**安全に関する問題**（防犯・防災・交通安全等）

令和6年度「若い教師のための教育実践手引」福岡県教育委員会

○ 健康教育の目標

時代を超えて変わらない健康課題や日々生起する新しい健康課題に対して、一人一人がよりよく解決していく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送ることができるようにすること。

必要な**情報を自ら収集**し、
適切な**意思決定や行動選択**を行い、
積極的に健康な生活を**実践する**ことのできる
資質・能力の育成

○　健康教育の進め方

・　学校の健康課題を捉える

・　保健教育、安全教育、食に関する指導を健康教育として整理する

生きる力

健康に関する課題を解決する

自ら考えたり判断したりする

・　**学校教育活動全体**を通して、意図的・計画的・組織的に進める

健康・安全に関心を持つ

健康教育の学習過程

Ⅱ　今、求められる健康教育

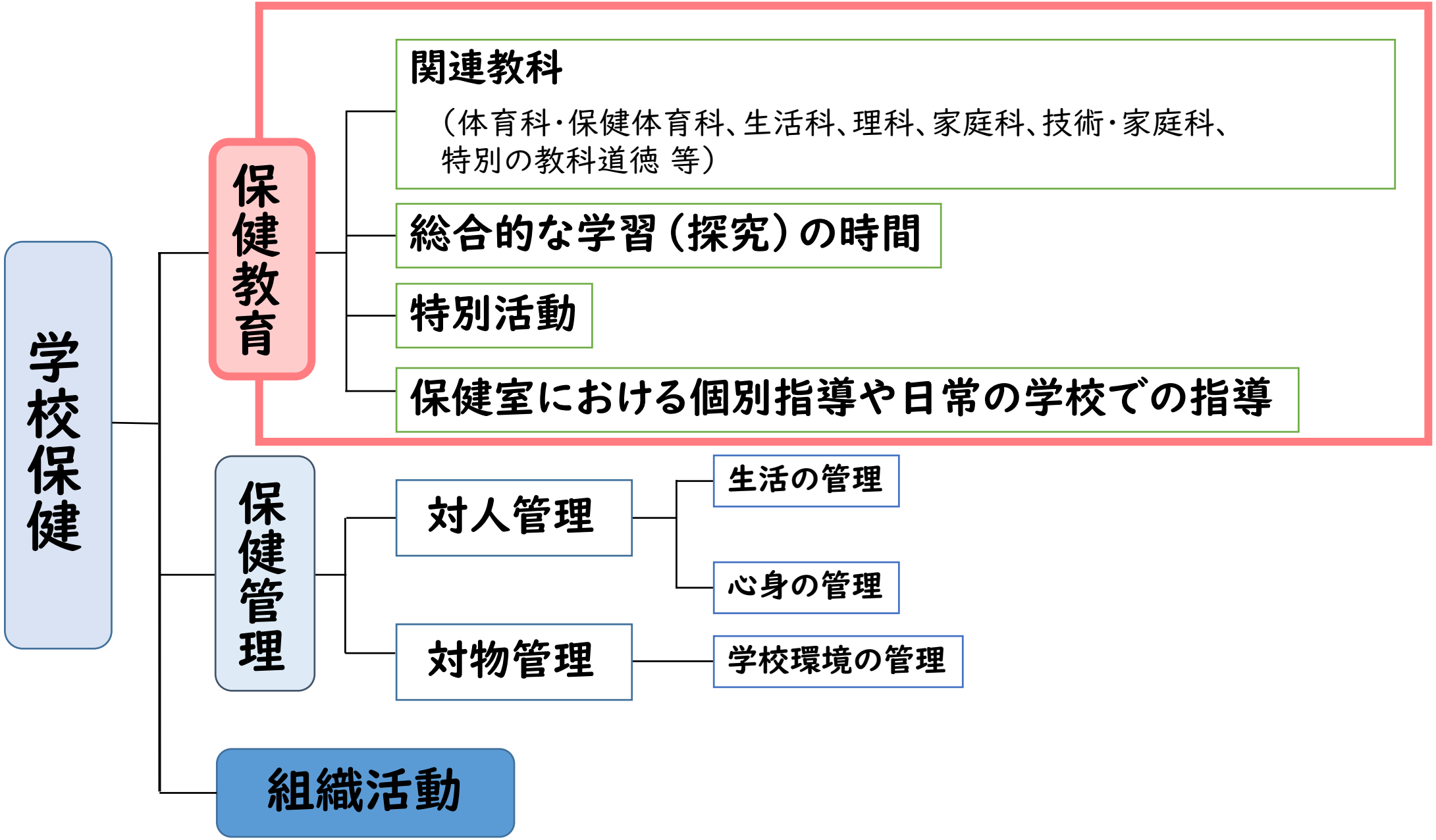

○　保健教育の用語の変更について

「なお、従来教科等を中心とした『安全学習』『保健学習』と特別活動による『安全指導』『保健指導』に分類されている構造については、資質・能力の育成と、教育課程全体における教科等の役割を踏まえた再整理が求められる」との指摘があり、それを踏まえて学習指導要領等では教科等を分類する「保健学習」「保健指導」の用語を用いた分類はせず、教職員や国民が理解できる教科等の名称で説明することとなった。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」

（中央教育審議会答申　H28.1）（P42脚注）より

保健学習

保健指導

→

「保健教育」として
ひとくくりで示す

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

○ 養護教諭は・・・

養護教諭は、児童生徒の養護をつかさどる

（学校教育法）

○ 養護教諭の職務

1 保健管理
2 保健教育
3 健康相談
4 保健室経営
5 保健組織活動

学校保健活動の推進に当たって
中核的な役割を担っている

「子どもの健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」
（中央教育審議会答申 H20.1）より

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

○ 養護教諭は・・・

児童生徒の身体的不調の背景に、いじめや虐待などの問題がかかわっていることと等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあることから、近年、児童生徒等の**健康相談においても重要な役割**を担っている。

特に、養護教諭は、主として保健室において、教諭とは異なる専門性に基づき、心身の健康に問題を持つ児童生徒等に対して指導を行っており、健康面だけなく、生徒指導面でも大きな役割を担っている。

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
（中央教育審議会答申 H27.12）より一部抜粋

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割 ～現代的な健康課題を踏まえながら～

「現代的健康課題を抱える
子供たちへの支援」
（平成29年3月　文部科学省）

児童生徒の現代的な健康課題とは

肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患、性に関する問題のほか、時代の変化とともに新たに生じる多様な健康課題とする。この他、心身の不調の背景にいじめ、児童虐待、不登校、貧困などの問題が関わっているものも対象としている。

「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」
～養護教諭の役割を中心として～　本冊子の活用についてより

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

～現代的な健康課題を踏まえながら～

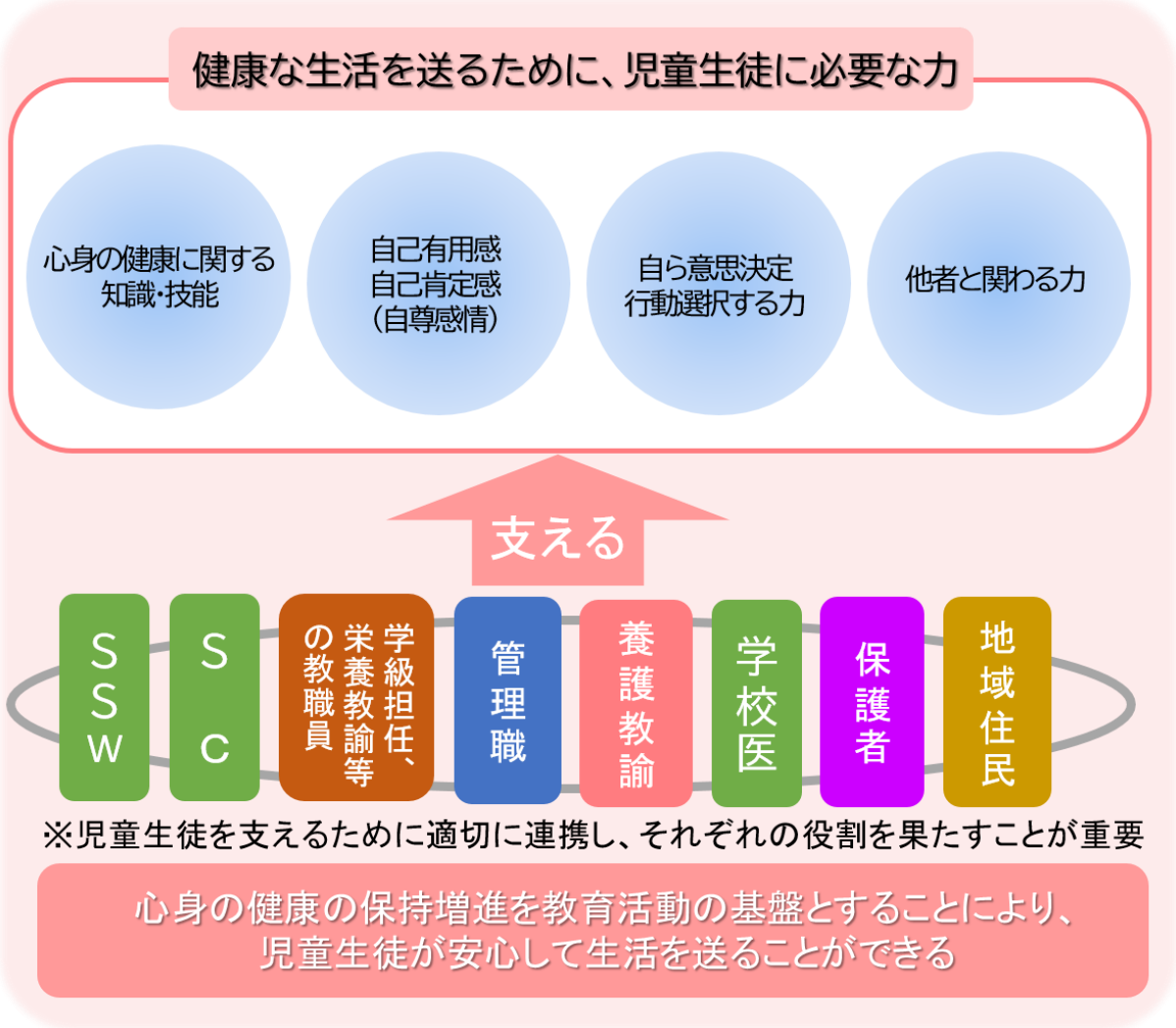

健康教育において養護教諭が果たすべき役割

養護教諭は、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するために、教職員や家庭・地域と連携しつつ、日常的に、「心身の健康に関する知識・技能」「自己有用感・自己肯定感（自尊感情）」「自ら意思決定・行動選択する力」「他者と関わる力」を育成する取り組みを実施する。

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

【 養護教諭の職務 】

- ○ 保健管理
- ○ 保健教育
- ○ 健康相談及び保健指導
- ○ 保健室経営
- ○ 保健室組織活動

（1） 救急処置
（2） 健康診断
（3） 健康観察
（4） 疾病の管理・予防
（5） 学校環境衛生

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議 議論の取りまとめ
＊養護教諭に求められる役割（職務の範囲）についても記載されています。 （令和5年1月 文部科学省）

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

Ⅰ 保健管理　（1）救急処置

○ 救急処置の目的

・子供の生命を守り、心身の安全を図ること

○ 学校における救急処置の特質

・医療機関への処置が行われるまでの応急的なもの
・救急処置と合わせて、発達段階に即した、疾病やけがなどに関する保健指導を児童生徒に行う

○ 総合的判断

・症状の的確な見極めと医療機関等への受診を含めて、総合的な判断をする

職員研修での指導者としての役割

○ 校内研修の充実

・全教職員が基本的な応急手当てに関する知識や技術を身に付けることができるように校内研修を企画する

○ 救急処置の評価（その1）

- **全教職員の共通理解**が図られているか。
- 救急箱、担架、AED等の**設備**及び**位置が明示**されており、**周知**されているか。
- 事故発生時に教職員の**役割分担**のもとに速やかに行動できたか。
- 傷病者に対して適切な**判断と処置**ができたか。

出典：「令和元年度健康教育指導者養成研修　保健管理の在り方」
文部科学省　健康教育調査官　松﨑　美枝　氏　講義資料より

○ 救急処置の評価（その2）

- 地域の**医療機関と連携**できたか。
- **保健指導**などの適切な**事後処置**が行えたか。
- **保護者**及び関係者に対する**連絡・報告**は適切であったか。
- **管理職**への**報告**は適切に行われていたか。
- 関係事項の**記録**をとり、適切に**保管**しているか。
- 救急処置に関する**校内研修**が企画されていたか。等

出典：「令和元年度健康教育指導者養成研修 保健管理の在り方」
文部科学省 健康教育調査官 松﨑 美枝 氏　講義資料より

【参考資料】　Ⅰ　保健管理　（1）救急処置

○　総合的判断力の向上、校内研修の企画・実施のために

様々な情報を収集し、養護教諭として自らの総合的判断力の向上を図ることが必要です。

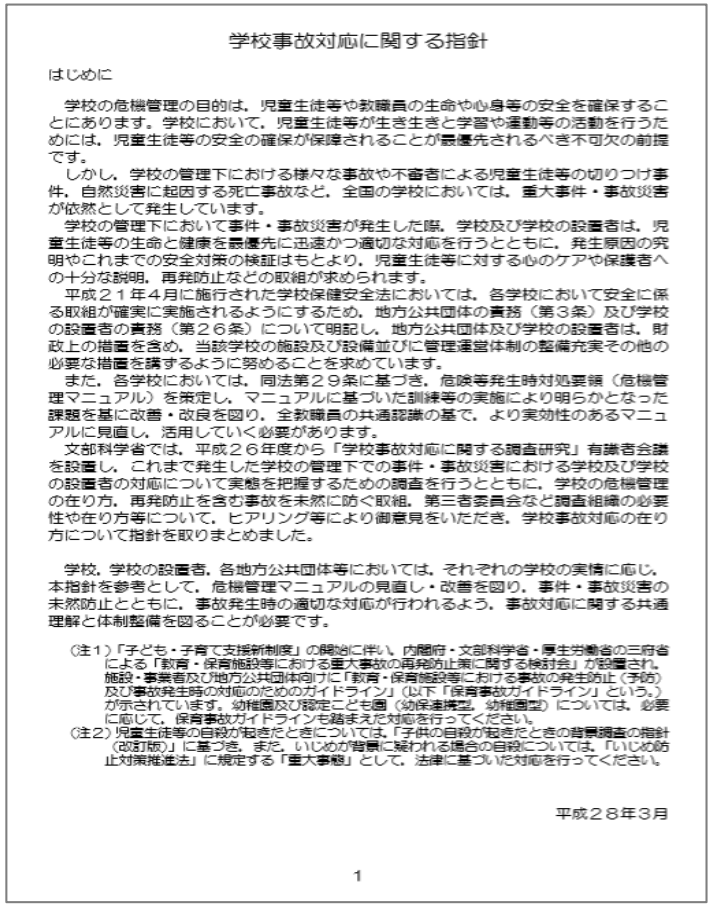

学校事故対応に関する指針

はじめに

学校の危機管理の目的は，児童生徒等や教職員の生命や心身等の安全を確保することにあります。学校において，児童生徒等が生き生きと学習や運動等の活動を行うためには，児童生徒等の安全の確保が保障されることが最優先されるべき不可欠の前提です。

しかし，学校の管理下における様々な事故や不審者による児童生徒等の切りつけ事件，自然災害に起因する死亡事故など，全国の学校においては，重大事件・事故災害が依然として発生しています。

学校の管理下において事件・事故災害が発生した際，学校及び学校の設置者は，児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに，発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証はもとより，児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明，再発防止などの取組が求められます。

平成２１年４月に施行された学校保健安全法においては，各学校において安全に係る取組が確実に実施されるようにするため，地方公共団体の責務（第３条）及び学校の設置者の責務（第２６条）について明記し，地方公共団体及び学校の設置者は，財政上の措置を含め，当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるように努めることを求めています。

また，各学校においては，同法第２９条に基づき，危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し，マニュアルに基づいた訓練等の実施により明らかとなった課題を基に改善・改良を図り，全教職員の共通認識の基で，より実効性のあるマニュアルに見直し，活用していく必要があります。

文部科学省では，平成２６年度から「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し，これまで発生した学校の管理下での事件・事故災害における学校及び学校の設置者の対応について実態を把握するための調査を行うとともに，学校の危機管理の在り方，再発防止を含む事故を未然に防ぐ取組，第三者委員会など調査組織の必要性や在り方等について，ヒアリング等により御意見をいただき，学校事故対応の在り方について指針を取りまとめました。

学校，学校の設置者，各地方公共団体等においては，それぞれの学校の実情に応じ，本指針を参考として，危機管理マニュアルの見直し・改善を図り，事件・事故災害の未然防止とともに，事故発生時の適切な対応が行われるよう，事故対応に関する共通理解と体制整備を図ることが必要です。

（注１）「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い，内閣府・文部科学省・厚生労働省の三府省による「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」が設置され，施設・事業者及び地方公共団体向けに「教育・保育施設等における事故の発生防止（予防）及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下「保育事故ガイドライン」という。）が示されています。幼稚園及び認定こども園（幼保連携型，幼稚園型）については，必要に応じて，保育事故ガイドラインも踏まえた対応を行ってください。

（注２）児童生徒等の自殺が起きたときについては，「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づき，また，いじめが背景に疑われる場合の自殺については，「いじめ防止対策推進法」に規定する「重大事態」として，法律に基づいた対応を行ってください。

平成２８年３月

1

「学校事故対応に関する指針」
（平成28年3月　文部科学省）

「学校危機管理マニュアル
作成の手引き」
（平成30年2月　文部科学省）

「心肺蘇生の実践とAEDの活用
～児童生徒の心臓突然死ゼロを目指して～」
（平成31年2月　公益財団法人　日本学校保健会）

【参考資料】　Ⅰ 保健管理　（1）救急処置

○ 総合的判断力の向上、校内研修の企画・実施のために

環境省 Ministry of the Environment　熱中症予防情報サイト

English | 中文簡体 | 中文繁体 | 한국어
スマートフォン

HOME | (WBGT) 暑さ指数 | 熱中症 | 暑さ対策 | 参考資料

ホーム

お知らせ

※本サイトの一部のコンテンツについて、英語に加え、中国語簡体字、中国語繁体字、韓国語での情報提供を開始しました。

※セキュリティ対策強化のため、本サイト全体のHTTPS化に対応しました。
https://www.wbgt.env.go.jp/よりご利用になれます。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

> サイトマップ　> English

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物

トップ > 教育 > 学校保健、学校安全、性犯罪・性暴力対策、食育 > 学校安全 > 学校安全＜刊行物＞ > 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の作成について

今般、環境省と文部科学省は、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドライン作成の手引き」を作成しましたのでお知らせします。
各教育委員会等の学校設置者等におかれましては、各地域の特性等を踏まえ、本手引きの内容を参考に独自の熱

- 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（概要）（PDF:1086KB）
- 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（PDF:8450KB）
- 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」に関するQ&A（PDF:64KB）

独立行政法人日本スポーツ振興センター
学校安全WEB　刊行物一覧よりダウンロードできます。

【参考資料】　Ⅰ 保健管理　（1）救急処置

○ 総合的判断力の向上、校内研修の企画・実施のために

■骨折事故防止パンフレット「なくそう！骨折事故」

■スポーツ事故防止ハンドブック

■映像資料（DVD）

日本スポーツ振興センター「学校安全Web」には、様々な資料や啓発映像が掲載されています。

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

Ⅰ 保健管理　（2）健康診断

○ 発育の評価について

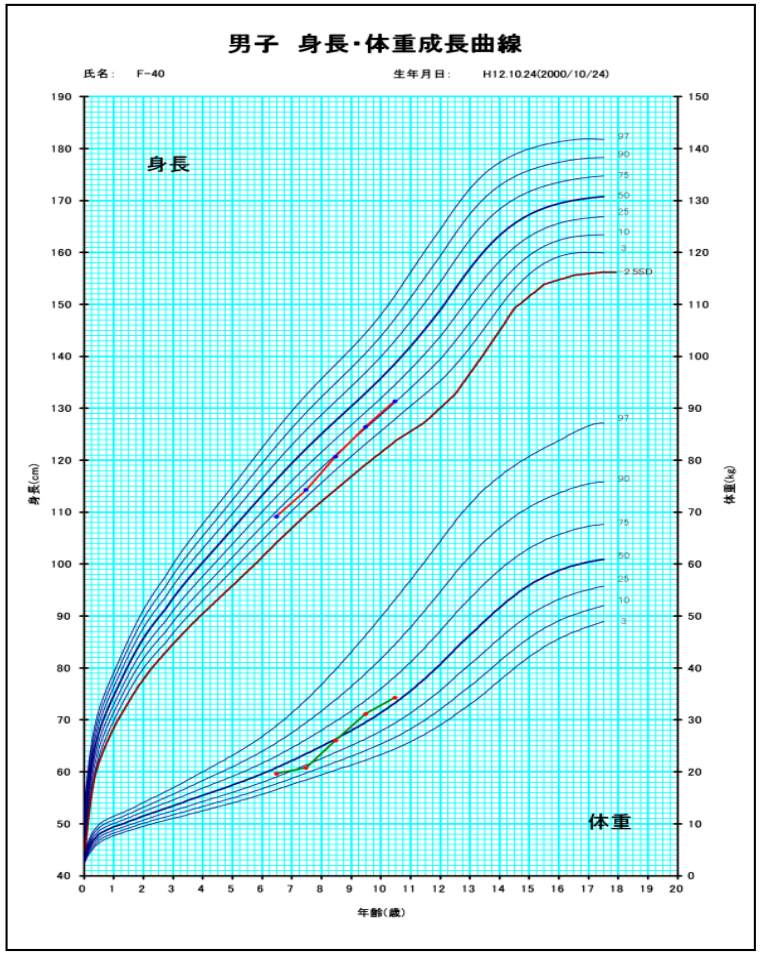

※ 成長曲線の活用

肥満度（過体重度）

$$\frac{（実測体重（Kg）－身長別体重（Kg）}{身長別標準体重} \times 100（\%）$$

※ 最終的な評価は、学校医が総合的に判断して行う

- 一人一人の児童生徒の特有の成長を評価
- 栄養状態の変化、低・高身長、性早熟の早期発見
- 目で見てわかり、児童生徒及び保護者も容易に理解
- 成長曲線と肥満曲線を併用して肥満やせの状態を分かりやすく評価

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

Ⅰ 保健管理　（2）健康診断

○ 色覚検査について

平成15年度から健康診断の必須項目から削除されているが、学校医による健康相談等において、児童生徒や保護者の事前の同意を得て個別に対応する。

※ プライバシーに十分配慮し、適切な対応ができる体制を整える。

教職員が色覚特性に関する正しい知識を持ち、学習指導、進路指導での配慮と適切な指導を行う。

【参考資料：日本学校保健会HP】

・学校における色覚に関する資料

・みんなが見やすい色環境

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

Ⅰ 保健管理　（2）健康診断

○ 脱衣を伴う検査について

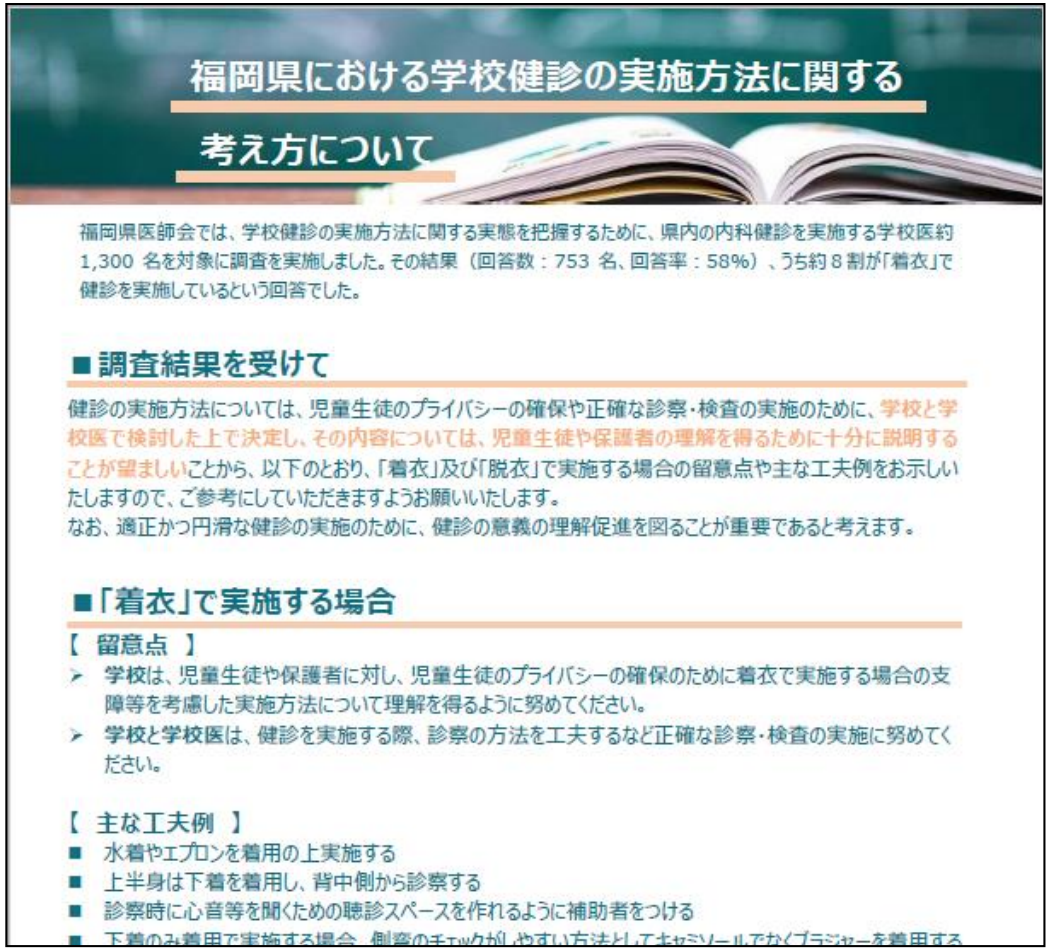

福岡県における学校健診の実施方法に関する考え方について

福岡県医師会では、学校健診の実施方法に関する実態を把握するために、県内の内科健診を実施する学校医約1,300 名を対象に調査を実施しました。その結果（回答数：753 名、回答率：58%）、うち約８割が「着衣」で健診を実施しているという回答でした。

■調査結果を受けて

健診の実施方法については、児童生徒のプライバシーの確保や正確な診察・検査の実施のために、学校と学校医で検討した上で決定し、その内容については、児童生徒や保護者の理解を得るために十分に説明することが望ましいことから、以下のとおり、「着衣」及び「脱衣」で実施する場合の留意点や主な工夫例をお示しいたしますので、ご参考にしていただきますようお願いいたします。
なお、適正かつ円滑な健診の実施のために、健診の意義の理解促進を図ることが重要であると考えます。

■「着衣」で実施する場合

【 留意点 】
- 学校は、児童生徒や保護者に対し、児童生徒のプライバシーの確保のために着衣で実施する場合の支障等を考慮した実施方法について理解を得るように努めてください。
- 学校と学校医は、健診を実施する際、診察の方法を工夫するなど正確な診察・検査の実施に努めてください。

【 主な工夫例 】
- 水着やエプロンを着用の上実施する
- 上半身は下着を着用し、背中側から診察する
- 診察時に心音等を聞くための聴診スペースを作れるように補助者をつける
- 下着のみ着用で実施する場合、側弯のチェックが、やすい方法としてキャミソールでなくブラジャーを着用する

・ 検査時の服装等も含め、実施方法について学校医と共通認識を持つ。

・ 的確な検査を行う重要性や、プライバシーの保護等、心情への配慮について、児童生徒及び保護者に対し、事前に丁寧に説明し理解を得る。

【参考】

児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について

（文部科学省事務連絡　令和3年3月）

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

Ⅰ 保健管理　（2）健康診断

○ 歯科検診について

・ 児童生徒等の**歯を含めた口腔機能の発育・発達**の状況を把握し、疾病や異常の有無を確認しながら必要に応じて専門医への相談や治療につなぐことが求められる。

・ **歯列・咬合**について「2」（専門医による診断が必要）の結果を通知する場合には、本人・保護者に対して伝える内容として、右に示している例を参考にする。

・ 歯科矯正治療の実施の可否について児童生徒や保護者が**適切に判断**できるよう、学校歯科医による個別の**健康相談**等を実施し、必要な情報の提供に配慮する。

学校歯科検診における歯列・咬合の検査について
（文部科学省事務連絡　令和4年3月30日）

歯科健康診断結果　歯列・咬合「2」についてのお知らせ

歯列・咬合とは、歯並びやかみ合わせのことです。「食べ物を取り込み，食べる」機能，「表情をつくり，話す」機能及び「運動を支え，体のバランスをとる」機能等に直接かかわっており，食生活のみでなく生活の質全体に関係しております。歯列・咬合の不正は、子供の成長発育段階により、噛む・話す・呼吸する・体のバランスをとるなどの発達に影響が見られる場合があり、学校での学習にも影響がでる場合があります。

学校歯科健康診断の結果に記載される歯列・咬合の不正は、主に「反対咬合」「上顎前突」「歯数異常」「開咬」などがあります。

○　上下の前歯のかみ合わせが前後逆になる「反対咬合」、上の前歯が前方に出ている「上顎前突」は成長発育不全（上顎発育不全・下顎発育不全）を起こしやすくなります。また発育の状況により、歯周病やむし歯のみでなく、嚥下（飲み込み）の時に舌を突き出す癖や口呼吸に関連することもあります。

○　本来生えてくるべき歯数と異なる「歯数異常」は、先天性欠損や埋伏歯、過剰歯がある場合が多く、手術による治療が必要な場合、その後に矯正処置が必要な場合もあります。

○　かみ合わせたときに前歯に上下の隙間ができる「開咬」の場合は発音（構音）に問題がおき、サ行やタ行が発音しにくいなどの障害が起こる場合があります。原因が指しゃぶりなどの癖の場合、癖の中止や早い時点でくちびるの訓練を行うことにより、改善がみられる場合があります。重度の場合は、将来的に矯正治療の検討も必要です。

これらの症状については、お子様の発達段階や個々の症状の程度により、必要となる対応が異なります。それぞれの状況について、学校の健康相談等で確認することでできますので、専門医を受診する前に必要に応じて学校と相談してください。

【参考資料】　Ⅰ 保健管理　（2）健康診断

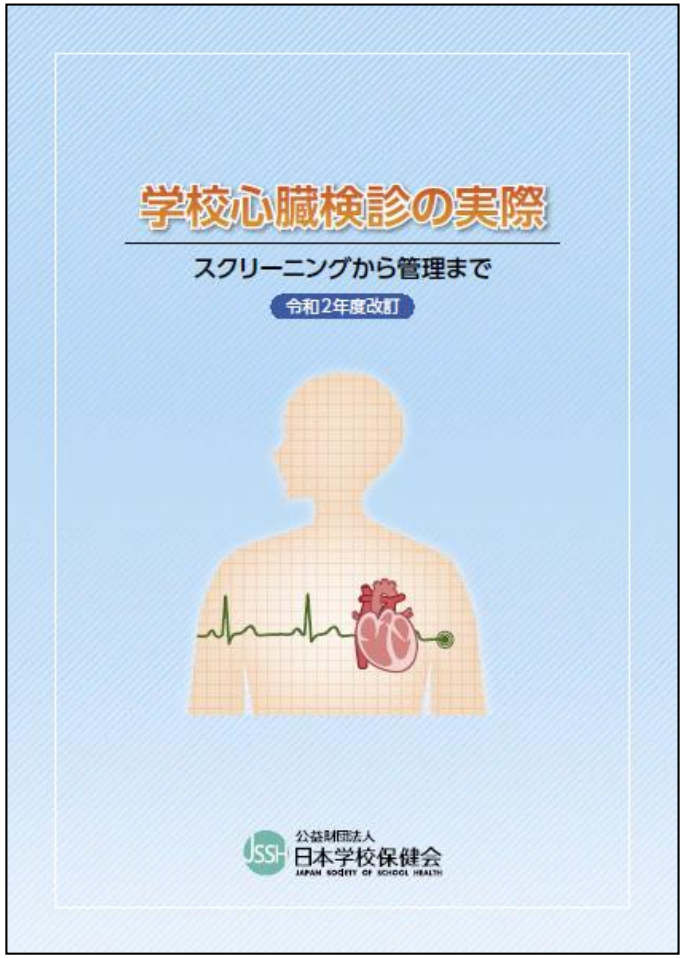

令和3年3月改訂　公益財団法人　日本学校保健会HPよりダウンロード可能

【参考資料】　Ⅰ 保健管理　（2）健康診断

令和3年3月改訂　公益財団法人　日本学校保健会HPよりダウンロード可能

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

Ⅰ 保健管理　（3）健康観察

健康観察の法的根拠

学校保健安全法

第9条（保健指導）

養護教諭その他の職員は、**相互に連携**して、健康相談又は児童生徒等の**健康状態の日常的な観察**により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒に対して**必要な指導**を行うとともに、必要に応じ、その**保護者**（～中略）**に対して必要な助言を行う**ものとする。

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

Ⅰ 保健管理　（3）健康観察

○ 健康観察の目的

・ 心身の健康問題の**早期発見・早期対応**を図る
・ 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、**感染の拡大防止**や**予防**を図る
・ 断続的に実施することで児童生徒に自他の**健康に興味をもたせ**、**自己管理能力の育成**を図る

○ 留意すること

・ **複数の観察者**による観察を行うこと
・ 観察したことを**記録・整理**し、教職員、必要に応じて保護者、関係機関と**情報共有**すること
・ 身体的健康だけでなく、**メンタルヘルスの視点**も含めること
（まず、身体的な疾患の有無を見極めてから対応する）

児童虐待防止等に関する法律

第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に**通告しなければならない**

第7条

当該通告した者を特定させるものを漏らしてはならない

○ 健康観察のポイント

**複数で観察し、気付きがあれば
相互に連携を図って対応をしましょう**

児童生徒の訴え

・眠気が強い　　・皮膚がかゆい

・家に帰りたくない（放課後遅くまで残っている）

観察される様子

・落ち着きがない　　・ぼんやりすることが多い

・余り話さなくなった　　・体重の減少、急激な体重増加

観察される様子

・衣服の汚れや破れ（いじめ・ネグレクト）

・妙ににこにこしたり、気をつかいすぎたりすることが多くなった

「学校における子供の心のケア」（平成26年　文部科学省）
「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引（改訂版）」（令和3年　福岡県教育委員会）

【参考資料】　１ 保健管理　（３）健康観察

「教職員のための子どもの健康観察の寶保と問題への対応」
文部科学省
（平成21年3月）

令和2年度
改訂版

「学校保健の課題とその対応
-養護教諭の職務等に関する調査結果から-」
公益財団法人 日本学校保健会
（令和3年3月）

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

Ⅰ 保健管理　（4）疾病の管理・予防

安心して学校生活を送ることができる

・早期受診

・早期回復

・治療への支援

教育活動参加への配慮

（制限を最小限に）

保健調査・健康診断・健康観察・健康相談等

○ 疾病の管理における留意点

- 関係者との**緊密な連携**と**救急体制の確立**
- 保護者の了解を得て**主治医**からの**情報**と**アドバイス**を得る
- 児童生徒**本人**が**疾病**や**生活管管理の必要性**を**理解**できるように指導する
- **同級生**などが**正しく理解**し、偏見や差別をしないよう説明する

※ 本人・保護者の理解を得て、プライバシーを侵害しないようにする

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

Ⅰ 保健管理　（4）疾病の管理・予防

○ 感染症対策

学校は児童生徒等が集団生活を営む場所であるため、感染症が発生した場合は感染拡大しやすく、教育活動にも大きな影響がでる。

流行の予防が重要

- 消毒方法や嘔吐物の処理の仕方
- 健康観察（有症状者の把握）
- 保健福祉環境事務所、教育委員会への報告（感染拡大防止のための助言を得る）

「学校において予防すべき感染症の解説」
公益財団法人　日本学校保健会
（令和5年度　改訂）

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

Ⅰ 保健管理　（4）疾病の管理・予防

学校保健安全法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）

第19条（出席停止）

校長は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定められるところにより、**出席を停止させることができる。**

第20条（臨時休業）

学校の設置者は、**感染症の予防上必要があるとき**は、臨時に、学校の全部又は、一部の**休業**を行うことができる。

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

Ⅰ 保健管理　（4）疾病の管理・予防

○ 新型コロナウイルス感染症について

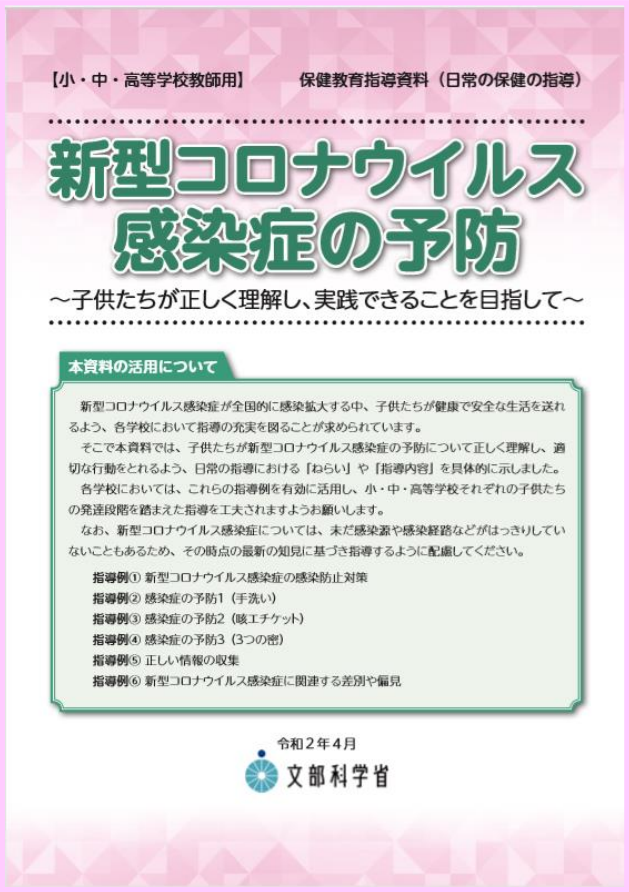

【小・中・高等学校教師用】　保健教育指導資料（日常の保健の指導）

新型コロナウイルス感染症の予防

～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

本資料の活用について

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大する中、子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、各学校において指導の充実を図ることが求められています。

そこで本資料では、子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、日常の指導における『ねらい』や『指導内容』を具体的に示しました。

各学校においては、これらの指導例を有効に活用し、小・中・高等学校それぞれの子供たちの発達段階を踏まえた指導を工夫されますようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、未だ感染源や感染経路などがはっきりしていないこともあるため、その時点の最新の知見に基づき指導するように配慮してください。

指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策
指導例② 感染症の予防1（手洗い）
指導例③ 感染症の予防2（咳エチケット）
指導例④ 感染症の予防3（3つの密）
指導例⑤ 正しい情報の収集
指導例⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見

令和2年4月
文部科学省

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN　＞サイトマップ　＞English　文字サイズの変更

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物

緊急のお知らせ　新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
更新：3月3日　NEW

福岡県 Fukuoka Prefecture　文字サイズ・背景色変更

テーマから探す　目的から探す　組織から探す　Google 提供

トップページ ＞ 教育・文化・スポーツ ＞ 教育行政 ＞ 教育委員会 ＞ 福岡県教育委員会の新型コロナウ

福岡県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について

ホームページ等で最新の情報を得て、必要に応じて活用しましょう

○ 風しんについて

風しんは、風しんウイルスによって、引き起こされる急性の発疹性感染症で、風しんの免疫がない集団において、**1人**の風しん患者から**5～7人**にうつす強い感染力を有する。

また、風しんに対する免疫が不十分な妊娠20週頃までの**妊婦**が風しんウイルスに感染すると、**先天性風しん症候群**の子供が生まれてくる可能性が高くなる。

風しんの追加的対策について

職員の健康診断の際に検査可能な場合あり

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（対象世代の男性）が風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加された。 ※ 2024年度まで原則無料で実施（抗体検査・定期接種）

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

Ⅰ 保健管理　（4）疾病の管理・予防

○ 麻しんについて

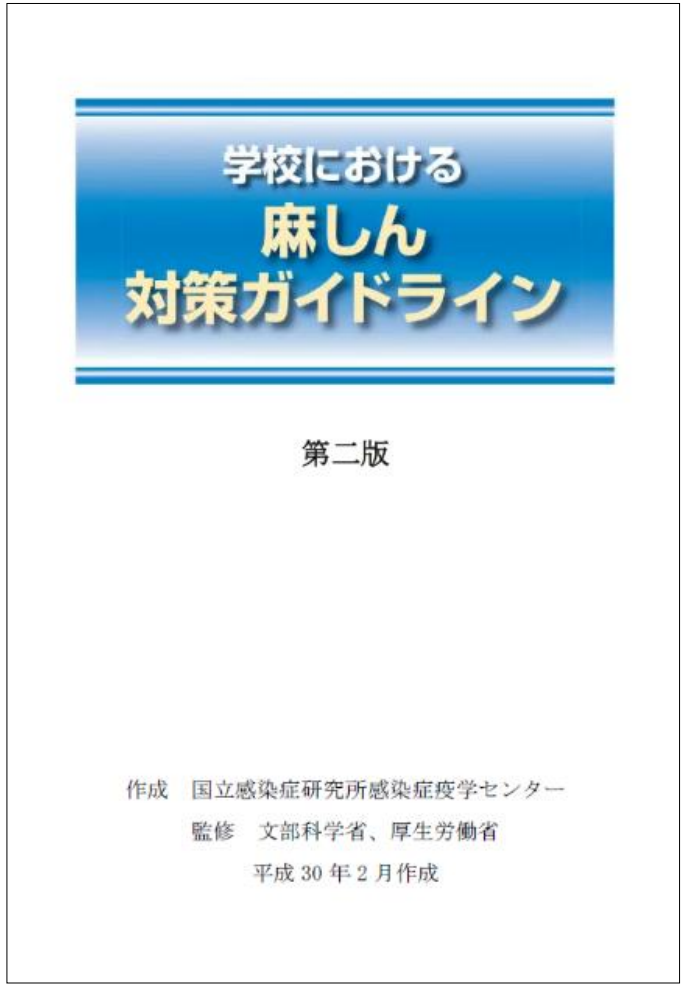

文部科学省のHPから
ダウンロードできます

「学校における麻しん対策ガイドライン」
（平成30年2月発行）

作成　国立感染研究所感染症疫学センター
監修　文部科学省、厚生労働省

○ 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン改訂のポイント

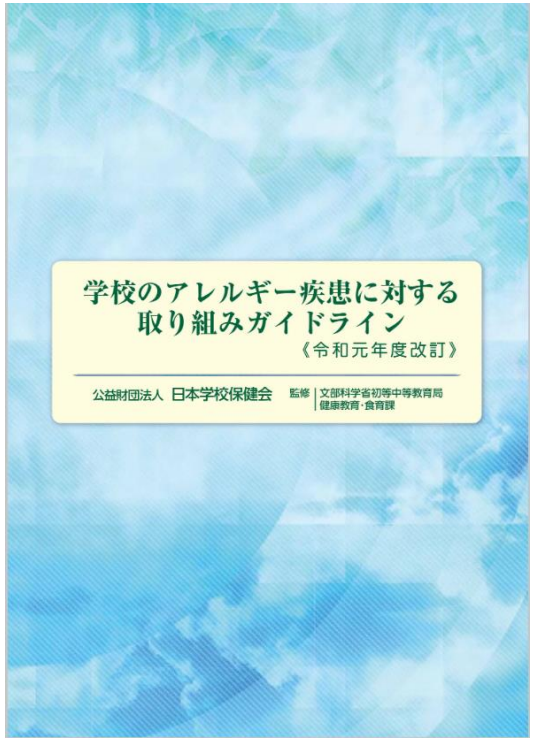

「学校のアレルギー疾患に対する
取り組みガイドライン」
令和元年度改訂
公益財団法人 日本学校保健会
監修 文部科学省初等中等教育
健康教育・食育課

①「学校生活管理表」の改訂

・保護者の記載でなく、医師が記載するものであることを明示。
・学校現場が不必要に除去しないよう原因食物を原料とするものであっても除去が不要なものを明示。
・学校生活上の留意点の「保護者と相談し決定」の文言を変更。
・情報共有に関する保護者の同意欄を分かりやすく表示。　等

②「学校生活管理表」の改訂

・学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）映像資料及び研修資料を参考に記載を充実。　等

① 学校生活管理表の使用の徹底

学校生活管理指導表

〔令和元年度改訂〕学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

〔令和元年度改訂〕学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）Excel版

〔平成23年度〕学校生活管理指導表の主な改善点

〔2020年度改訂〕学校生活管理指導表（幼稚園用）

〔2020年度改訂〕学校生活管理指導表（小学生用）

〔2020年度改訂〕学校生活管理指導表（中学・高校生用）

糖尿病患児の治療・緊急連絡法等の連絡表

心疾患・腎疾患用の学校生活管理指導表の改訂について

2020年度改訂学校生活管理指導表は、平成29・30年度の学習指導要領の改訂に基づき、運動に関する用語が変更等されたところを主に改訂いたしました。

日本学校保健会HPよりダウンロードが可能です

令和元年に「アレルギー疾患用」が改訂され、令和3年度からは改訂版を使用することになっています。
PDF版と合わせて、Excel版も掲載されています。
必要に応じて活用してください

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

Ⅰ 保健管理　（4）疾病の管理・予防

② 相互的判断力の向上、校内研修の企画・実施

・食物アレルギー：エピペン・DVD・冊子

・傷病者発生時の対応【シュミレーション演習】

多様な資料を
用途に応じて活用

○ 脳脊髄液減少症について

【通知文】

学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について

（平成29年3月27日　28教体第4730号）

学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応についての御案内

更新日:2019年8月2日更新　印刷

学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について

文部科学省からの通知を受け、「学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について（依頼）」の通知文（平成29年3月27日28教体第4730号）を市町村（学校組合）教育委員会及び県立学校に通知しています。

文部科学省からの通知文（写）［PDFファイル／160KB］

脳脊髄液減少症とは・・・

スポーツ外傷等の後に、脳脊髄液が漏れ出し減少することによって、起立性頭痛（立位によって増強する頭痛）などの頭痛、頸部痛、めまい、倦怠、不眠、記憶障害などの様々な症状を呈する疾患。

福岡県庁HPからも情報を得られます

○ 筋痛性脳脊髄炎（ME）、慢性疲労症候群（CFS）について

筋痛性脳脊髄炎（ME：Myalgic Encephalomyelitis）
慢性疲労症候群（CFS：Chronic Fatigue Syndrome）

これまで健康に生活していた人が、ある日突然、原因不明の激しい全身倦怠感に襲われ、それ以降、強い疲労感とともに微熱、頭痛、筋肉痛、脱力感や思考力の障害、抑うつ等の精神神経症状などが長期にわたって続き、健全な社会生活が送れなくなるという病気。

ご存じですか？ＣＦＳ（慢性疲労症候群）

更新日：2019年9月2日更新　印刷

慢性疲労症候群／筋痛性脳脊髄炎とは

慢性疲労症候群（ＣＦＳ：Chronic Fatigue Syndrome）は、筋痛性脳脊髄炎（ＭＥ：Myalgic Encephalomyelitis）とも呼ばれています。

これまで健康に生活していた人が、ある日突然、原因不明の激しい全身倦怠感に襲われ、それ以降、強い疲労感とともに微熱、頭痛、筋肉痛、脱力感や、思考力の障害、抑うつ等の精神神経症状などが長期にわたって続き、健全な社会生活が送れなくなるという病気です。

福岡県庁HPからも情報を得られます

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

Ⅰ 保健管理　（4）疾病の管理・予防

○ **医師法第17条の解釈について**
（文部科学省照会 平成25年11月31日）　＊エピペンの注射について

○ **学校給食における食物アレルギー対応指針**
（文部科学省通知 平成27年3月）

○ **学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について**
（文部科学省事務連絡 平成28年2月29日）

○ **保険医療機関が交付するアレルギー疾患にかかる学校生活管理指導表の保険適応について**
（文部科学省事務連絡 令和4年4月1日）

○ **学校等におけるてんかん発作時の口腔溶液（プラコム®）の解釈について**
（文部科学省事務連絡 令和4年7月19日）

【参考資料】　1　保健管理　（4）疾病の管理・予防

校内研修の資料としても活用できます

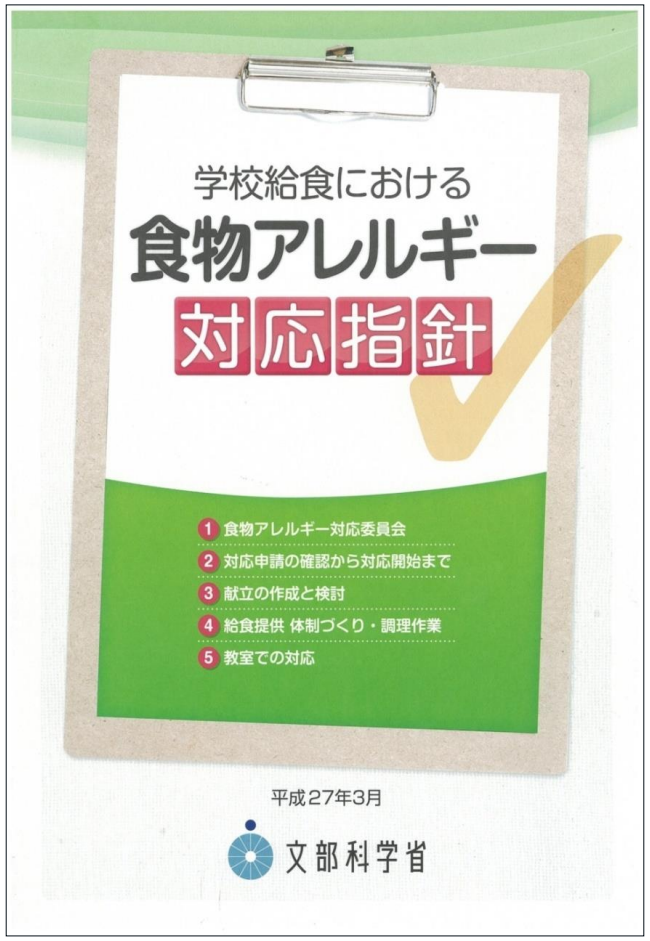

「学校給食における食物アレルギー対応指針」
文部科学省
（平成27年3月）

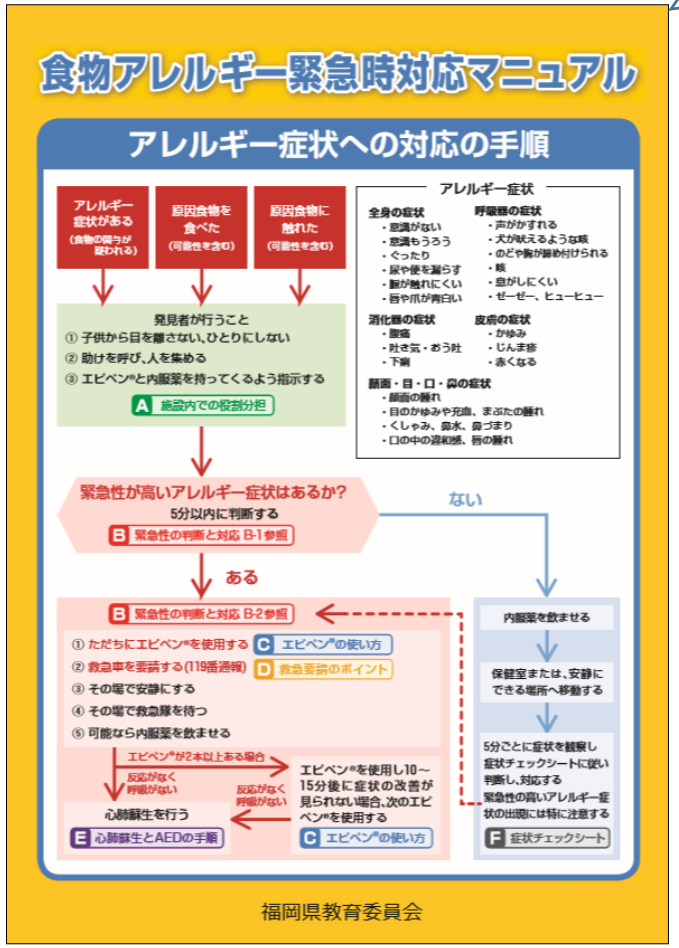

「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」
福岡県教育委員会
（令和3年3月改定）

「学校生生活におけるアトピー性皮膚炎Q&A（令和3年度改訂）」
公益財団法人　日本学校保健会
（平成27年3月）

【参考資料】　1　保健管理　（4）疾病の管理・予防

摂食障害情報ポータルサイトからダウンロード可能です。
高等学校版もあります。

学校における医療用薬品の預かりと管理の流れ（モデル例）なども示されています。

「学校における薬品管理マニュアル」
公益財団法人　日本学校保健会
（令和5年3月（令和4年度改訂））

【参考資料】　１ 保健管理　（５）学校環境衛生

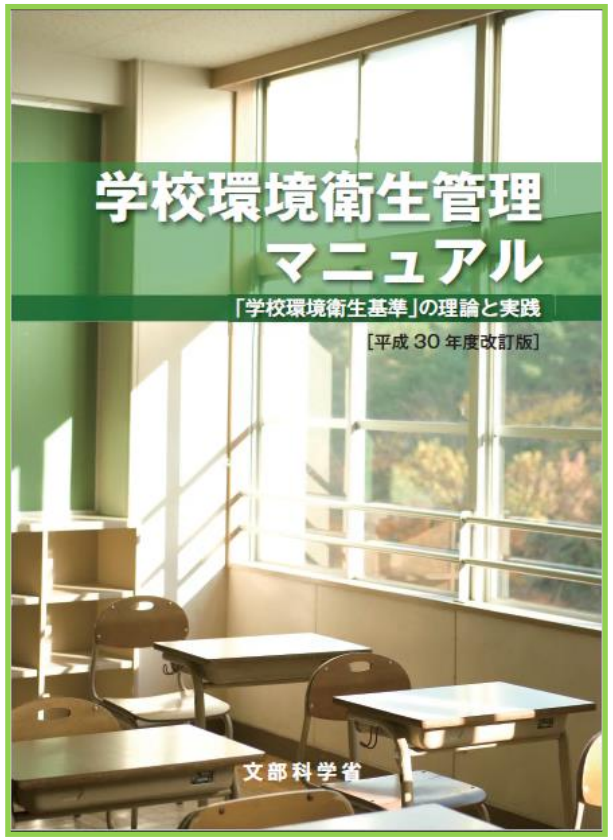

「環境衛生管理マニュアル
「学校衛生基準」の理論と実践」
文部科学省
（平成30年度改訂版）

「学校における水泳プールの
保健衛生管理」
公益財団法人　日本学校保健会
（平成28年度改訂版）

「学校環境衛生活動を
生かした保健教育」
公益財団法人　日本学校保健会
（平成26年3月）

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

2 保健教育

○ 保健教育の体系

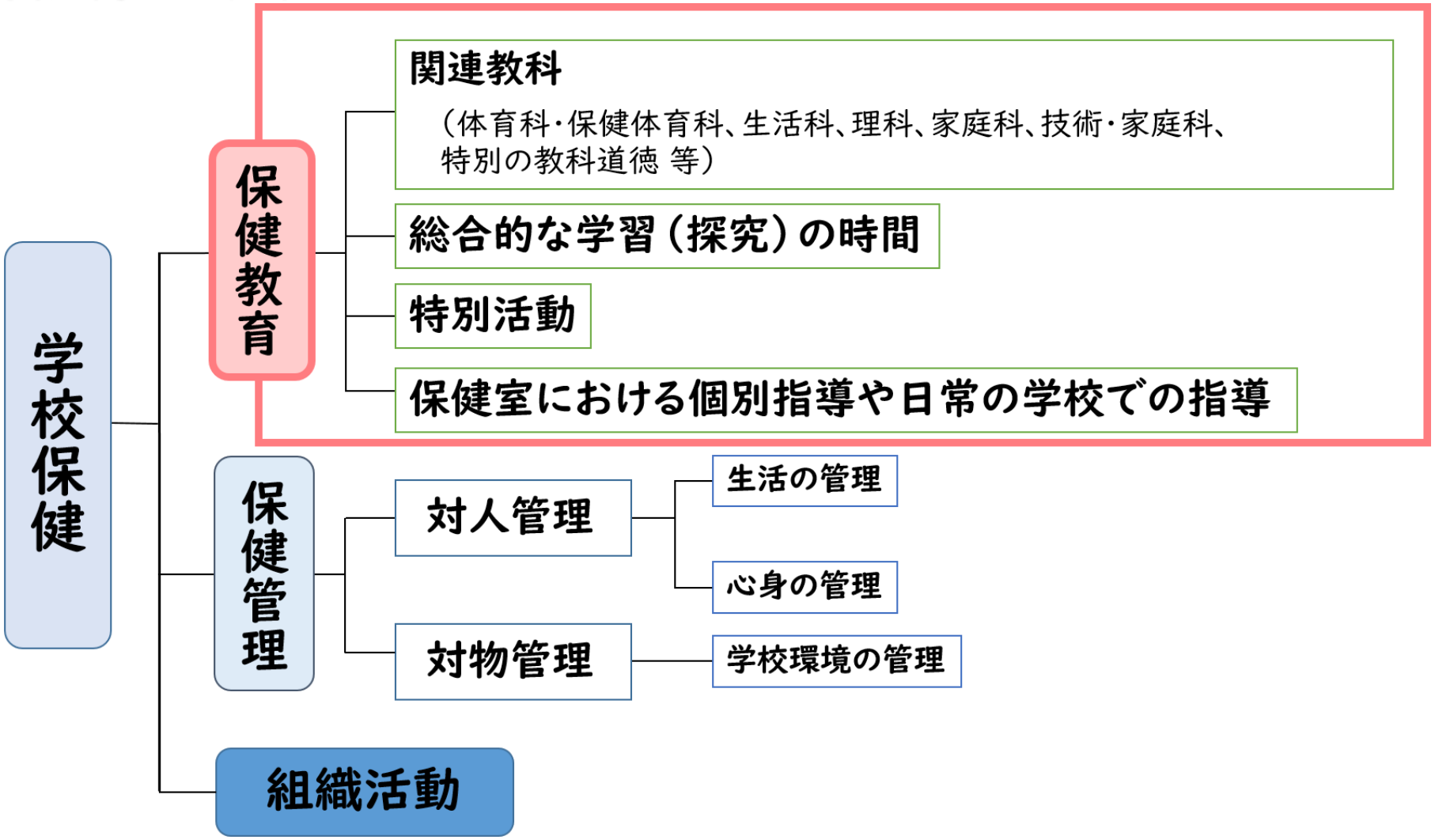

小（中）学校学習指導要領（第１章 総則）

第５ 学校運営上の留意事項

１ 教育課程の改善と学校評価等

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては，**学校保健計画**，学校安全計画，食に関する指導の全体計画，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など，**各分野における学校の全体計画と関連付けながら**効果的な指導が行われるように留意するものとする。

小学校学習指導要領解説 総則編

なお、児童が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、第1章総則第4の1（1）に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行う**ガイダンス**と一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行う**カウンセリング**の双方の視点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、**関連する教科等において、発達の段階を考慮して**指導することが重要である。

小学校学習指導要領（平成29年度告示）解説 総則編 P33

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

2 保健教育

○ 内容の系統性

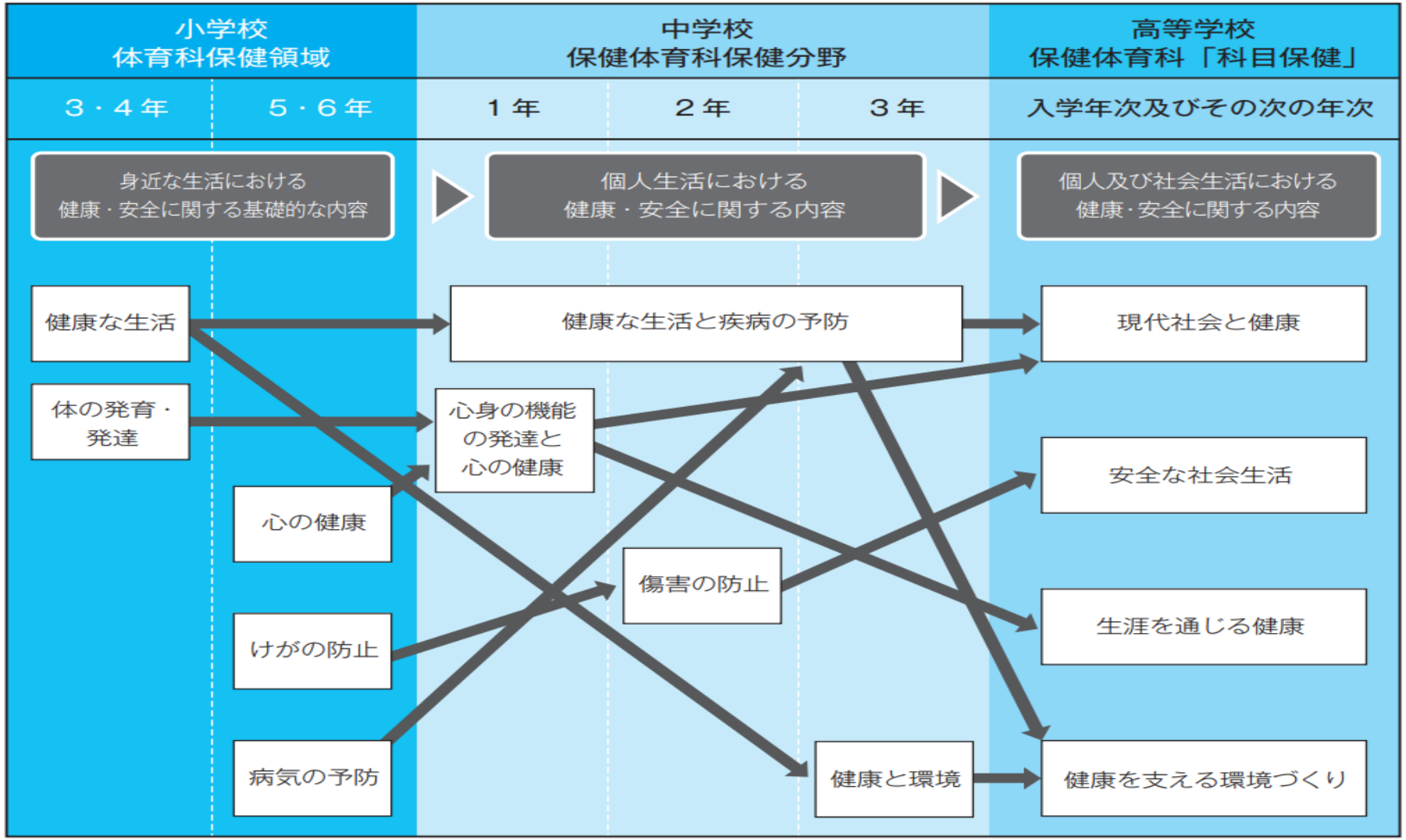

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

2 保健教育

○ がん教育

【目標】

○ がんについて正しく理解することができるようにする。

○ 健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする。

※　学習指導要領が改訂され、中学校及び高等学校において「がんについても取り扱うものとする」と明記された。

・平成28年度福岡県がん推進教育推進事業実践事例集　平成29年2月

・学校におけるがん教育を推進するためのQ&A集　平成30年2月

・福岡県がん教育指導資料集　令和　2年2月

○ がん教育

【がん教育実施上の留意点】

① 小児がんの当事者、小児がんにかかったことのある児童生徒がいる場合

② 家族にがん患者がいる児童生徒や、家族をがんで亡くした児童生徒がいる場合

③ 生活習慣が主な原因とならないがんもあり、特に、これらのがん患者が身近にいる場合

④ がんに限らず、重病・難病等にかかったことのある児童生徒や、家族に該当者がいたり家族を亡くしたりした児童生徒がいる場合

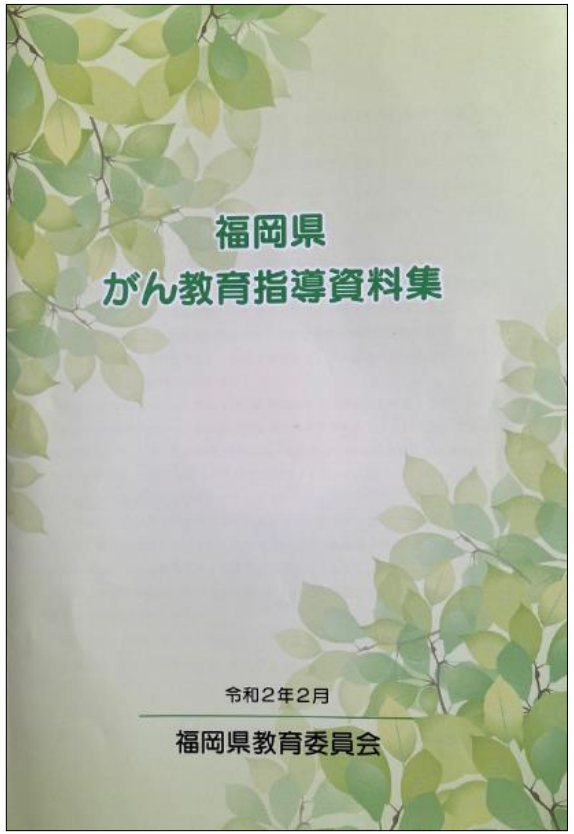

「福岡県がん教育指導資料集」
福岡県教育委員会
（令和2年2月）

○ 性に関する指導

【性に関する指導における配慮事項】

○ 児童生徒等の発達の段階を踏まえること
○ 学校全体で共通理解を図ること
○ 家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること
○ 集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うこと

「性に関する指導資料
（性教育の指導資料　令和3年度改訂）
－性に関する指導の考え方－」
福岡県教育委員会
（令和4年3月）

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

2 保健教育

○ 性に関する指導

小学校段階における年間指導計画（例）

・★は，１８ページ以降に実践事例を掲載しています。
・□は，関連指導として「生命の安全教育」を表しています。
・□は，関連指導として「性の多様性に関する指導」を表しています。

○ 目標

1　心身の発育・発達における男女の違いや個人差など，性に関する基礎的な事項について理解できる。【知】
2　性に関する課題に対し，自分のこととして考え，適切な意思決定と行動選択ができる。【思・判・表】
3　性別等にかかわらず，互いの良さを認め合い，みんなで協力しながら生活することができる。【学び】

○ 指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・2年	【第2学年】「特別活動」○じぶんだけのたいせつなところ		【第1学年】「特別活動」○体の清潔			特別の教科道徳 D 主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること 生命の尊さ				特別の教科道徳		
3・4年	【第3学年】特別の教科道徳 B 主として人との関わりに関すること 相互理解		特別の教科道徳 A 主として自分自身に関すること 節度，節制，個性の伸長									
5・6年	【第6学年】「特別活動」○境界線って何	【第5学年】「体育科」○けがの予防	【第6学年】「総合的な学習の時間」自分らしく生きる	【第5学年】★「特別活動」○犯罪被害防止		【第5学年】「理科」B 生命・地球 (2) 動物の誕生	★【第5学年】限りある					

Question 9

性に関する指導において，家庭・地域・関係機関との連携をどのように進めたらよいでしょうか。

学校が性に関する指導を実施するに当たり，保護者の理解と協力が必要であることは言うまでもありません。学校での取組内容を保護者や関係機関などに周知し共有することにより，連携体制の構築に努めましょう。

家庭との連携においては，学校だより等を通して，時期を捉えて性に関する内容を取り上げるなど，保護者への情報提供や啓発を行ったり，授業実施前後に発行する学級だより等に学習内容等を掲載し，保護者からの返信欄を設け，双方向のコミュニケーションを図ったりする工夫も有効であると考えます。また，個々の児童生徒の状況に応じて，保護者と個別面接などの密接な連携が重要となる場合も考えられます。

さらに，地域における関係機関や組織等との連携も重要です。地域の関係機関や組織等には，青少年の健全育成に取り組んでいるものも多く，学校外の人材の活用は，性に関する指導の効果的な推進に大変有効です。各機関等と連携を図った指導をする場合は，事前に十分に打合せを行い，学校における性に関する指導の全体計画に基づいた指導内容を適切に指導できるよう調整することが必要です。

具体的な実践事例や
Q&Aが掲載されています

実践事例４　Ｄ中学校　第１学年
横断単元名「より良い人間関係を築く」

教科等横断的単元の目標

① 生殖に関わる機能の成熟には個人差があり，性に関する適切な態度や行動の選択の必要性を理解することができる。【知】
② 異性との関係について，自己の課題を見出し，より良い人間関係を築くために思考し判断するとともに，他者に伝えることができる。【思・判・表】
③ 積極的に学習に取り組み，異性とより良い関係を築いていこうとしている。【学び】

単元計画

教科等	配時	主な学習活動・内容	主な支援	評価規準（方法）
特別活動	1	違いを考える（２－ウ） ○男女の違いについて今までの考えを振り返る。 ・体力や体格の差 ・考え方の違い	今までの生活の具体的な場面を振り返り，男女で違う理由を考えるよう促す。 ＩＣＴの活用	異性との関係を振り返り，課題を見出している。（②：教育支援アプリへの記述）
保健体育科	2 ★	生殖機能の成熟 ○生殖に関わる機能の成熟について考える。 ・生殖機能の成熟 ・異性の尊重と性情報への対処	自主的に学習に取り組むことができるように，調べ学習を行い，説明会を設定する。	生殖機能の成熟や異性の尊重と性情報への対処について理解している。（①：教育支援アプリへの記述）
道徳科	1	互いを認め合う（B―8） ○友情，信頼について考える。 ・男女の考え方の違い	ねらう道徳的価値につながるように，二人の関係で何を大切にしていく必要があるかを問う。	良さを認め合うことの大切さについて自分との関わりで考えを深めている。（①②：教育支援アプリへの記述）
特別活動	5	自然体験学習（学校行事） ○自然体験学習を通して，仲間の良さを伝え合う。 ・互いの良さを見つけること ・良さを伝え合うこと	これまでの学びを体験するために，学校行事の中で良さを見付ける活動や伝え合う活動を設定する。	積極的に学習に取り組み，異性とより良い関係を築いていこうとしている。（③：様相観察）

この実践のここがポイント！

単元構成の工夫
学習内容を深化するために道徳科との関連を図ったり，学習内容を実際の生活の場で実践できるように学校行事との関連を図ったりしている。

ＩＣＴの活用
性に関する学習の成果を蓄積し，いつでも自己の学びを振り返ることができるように，教育支援アプリを活用する。

「性に関する指導資料−性に関する指導の考え方−」
福岡県教育委員会
（令和4年3月）

○ 心の健康・精神疾患に関する内容について

心の健康・ストレス対処等に関する内容

○ 心の健康に関する内容は、小・中・高の保健の学習で、それぞれの発達段階に応じた指導を行っている。

○ **小5の「不安や悩みへの対処」、中1の「ストレスの対処」の内容を新たに保健の「技能」と位置付け**て、具体的な対処を学習することにした。

○ **高校の内容**として新たに**精神疾患を位置付け**、その予防と**回復**について学習することとした。

令和元年度第1回全国学校保健養護教諭担当指導主事会
文部科学省初等中等教育局食育課 健康教育調査官 横嶋 剛 氏 講義資料より抜粋

【参考資料】　２　保健管理

これらの資料は、文部科学省HPからダウンロードできます

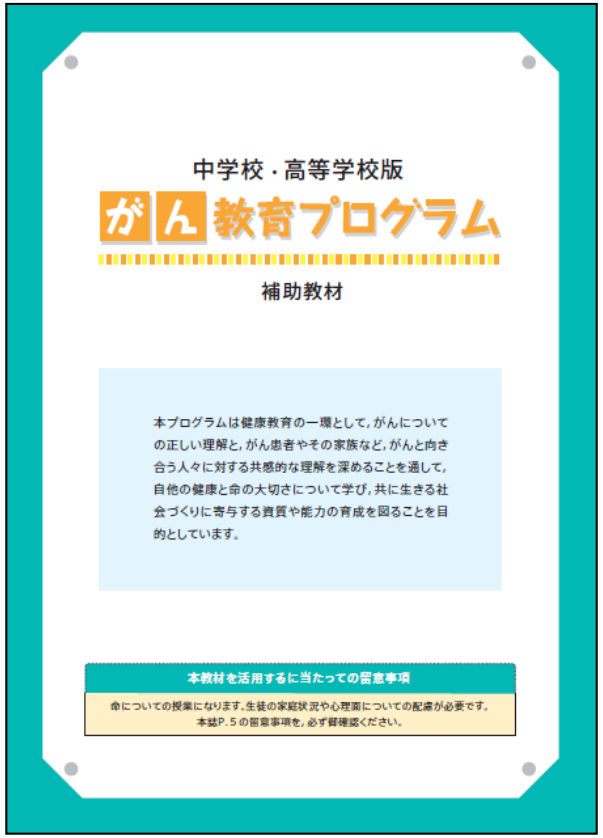

学習指導要領の改訂に伴い、令和３年３月　一部改訂されました

【参考資料】　２ 保健教育

精神疾患に関するQ&Aも掲載されており、
高等学校以外の校種でも参考になります。

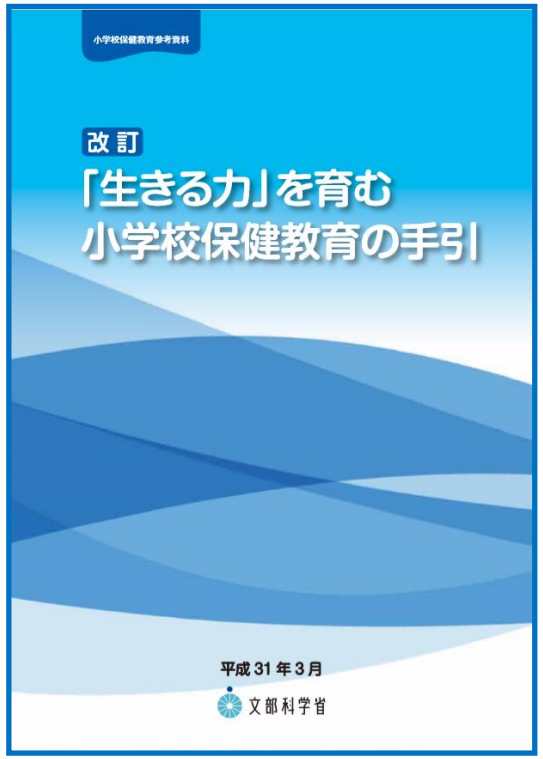

改訂
「生きる力」を育む
小学校保健教育の手引き
文部科学省
（平成31年3月）

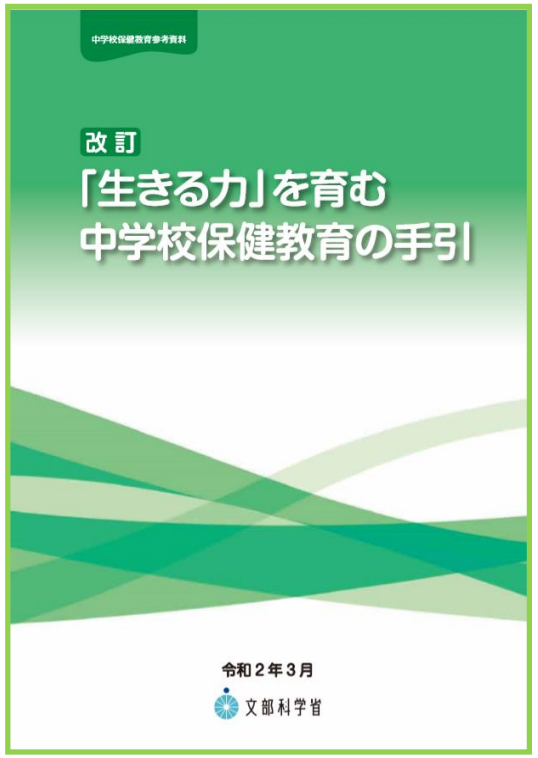

改訂
「生きる力」を育む
中学校保健教育の手引き
文部科学省
（令和2年3月）

改訂
「生きる力」を育む
高等学校保健教育の手引き
文部科学省
（令和3年3月）

精神疾患に関する
指導参考資料
公益財団法人　日本学校保健会
（令和3年3月）

【参考資料】　２　保健教育

「興味を持って取り組める
医薬品の教育
小・中・高等学校での実践事例集」
公益財団法人　日本学校保健会
（平成31年3月）

「「ギャンブル等依存症」などを
予防するために
生徒の心と体を守るための指導参考資料」
文部科学省
（平成31年3月）

「メディアリテラシーと
健康行動に関する
調査報告書」
公益財団法人　日本学校保健会
（令和3年3月）

「子供の足の健康のしおり」
公益財団法人　日本学校保健会
（平成31年3月）

【参考資料】　２ 保健教育

中学校・高等学校版も改訂されています。
日本学校保健会HPで検索できます。

「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」
（小学校編）
公益財団法人　日本学校保健会
（令和元年度改訂）

「薬物乱用防止教室マニュアル」
公益財団法人　日本学校保健会
（平成26年度改訂）

福岡県薬物乱用防止啓発サイト
NODRUG　FUKUOKA

若者向けの啓発動画も
公開されています。

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

3 健康相談

○ 保健室利用状況調査より

保健室利用状況に関する調査報告書
公益財団法人 日本学校保健会
（令和6年 3月）

前回調査（平成28年度）との比較等から

○「アドレナリン自己注射薬の処方を受けている」児童生徒は、**小学校約6倍、中学校約7倍、高等学校約5倍**と**大幅に増加**していた。

○ 心の健康に関する状況の調査では、**「発達障害に関する問題」**、**「児童虐待に関する問題」**は前回よりすべての学校で**増加**していた。
また、**人間関係のトラブル**で悩んでいる児童生徒が多かった。

○ 養護教諭が救急処置の必要性を「有」と判断した内容は、前回と同様に、小学校では外科的なものが多く、中学校・高等学校では内科的なものが多かった。

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

３ 健康相談

保健室登校開始時期（学校種別）

小学校では9月、中学校では4月、高等学校では9月が多かった。
このことを見据えて、様々な対応を検討をする必要があります。

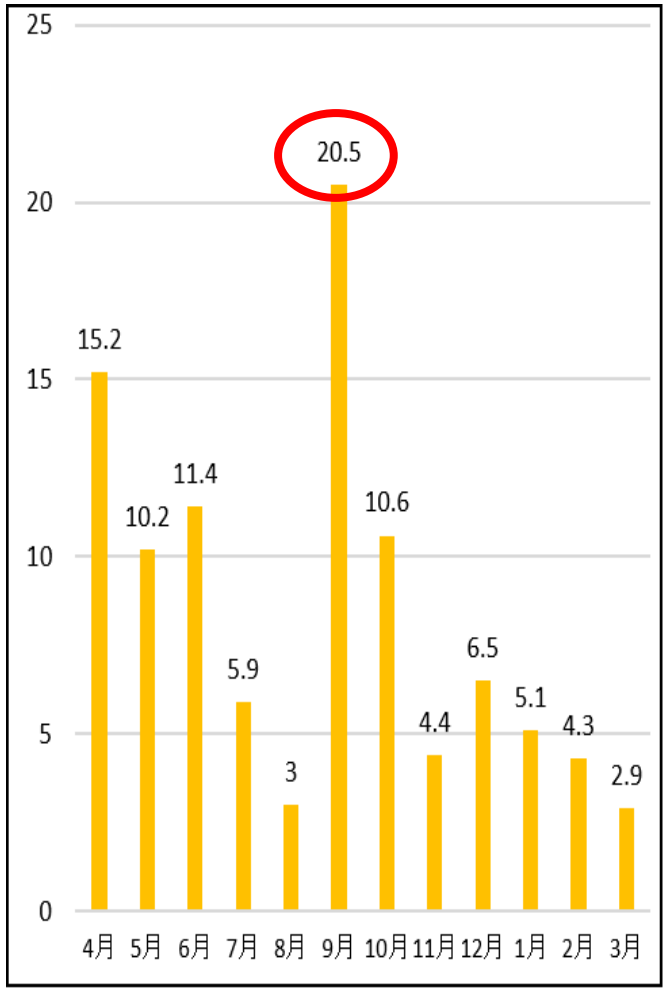

小学校

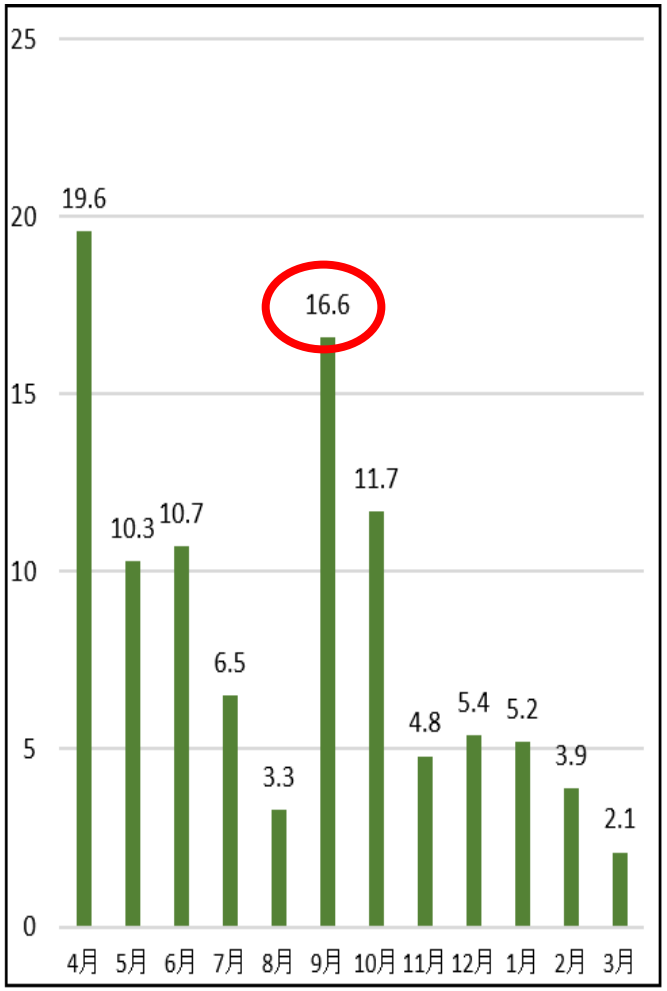

中学校

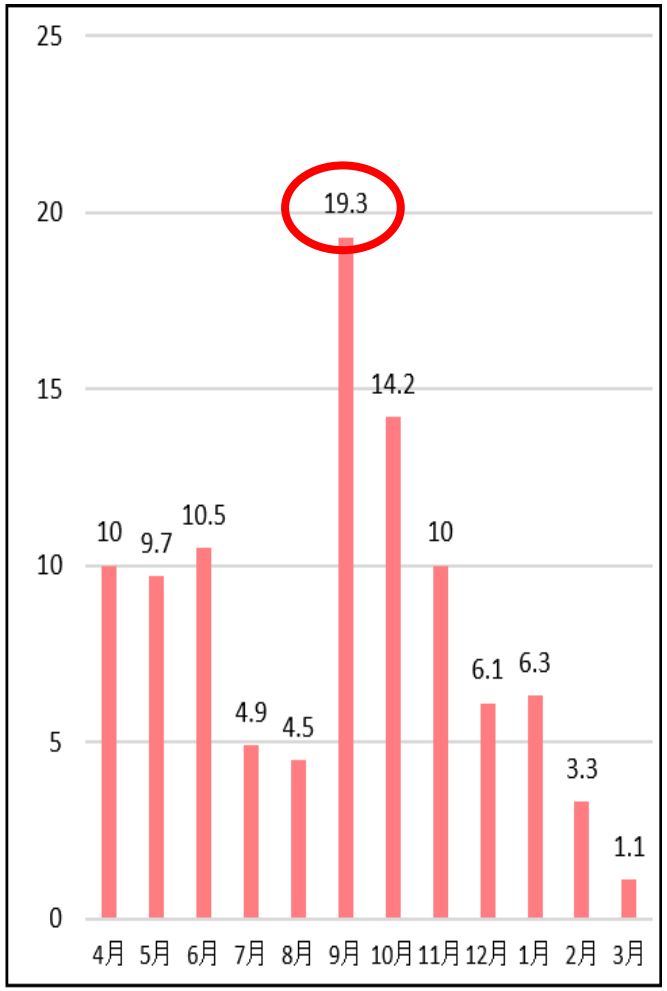

高等学校

保健室利用状況に関する調査報告書 公益財団法人 日本学校保健会（令和6年3月発行）

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

3 健康相談

保健室登校をしていた児童生徒への教室復帰に向けた手立て

（複数回答 単位:%）

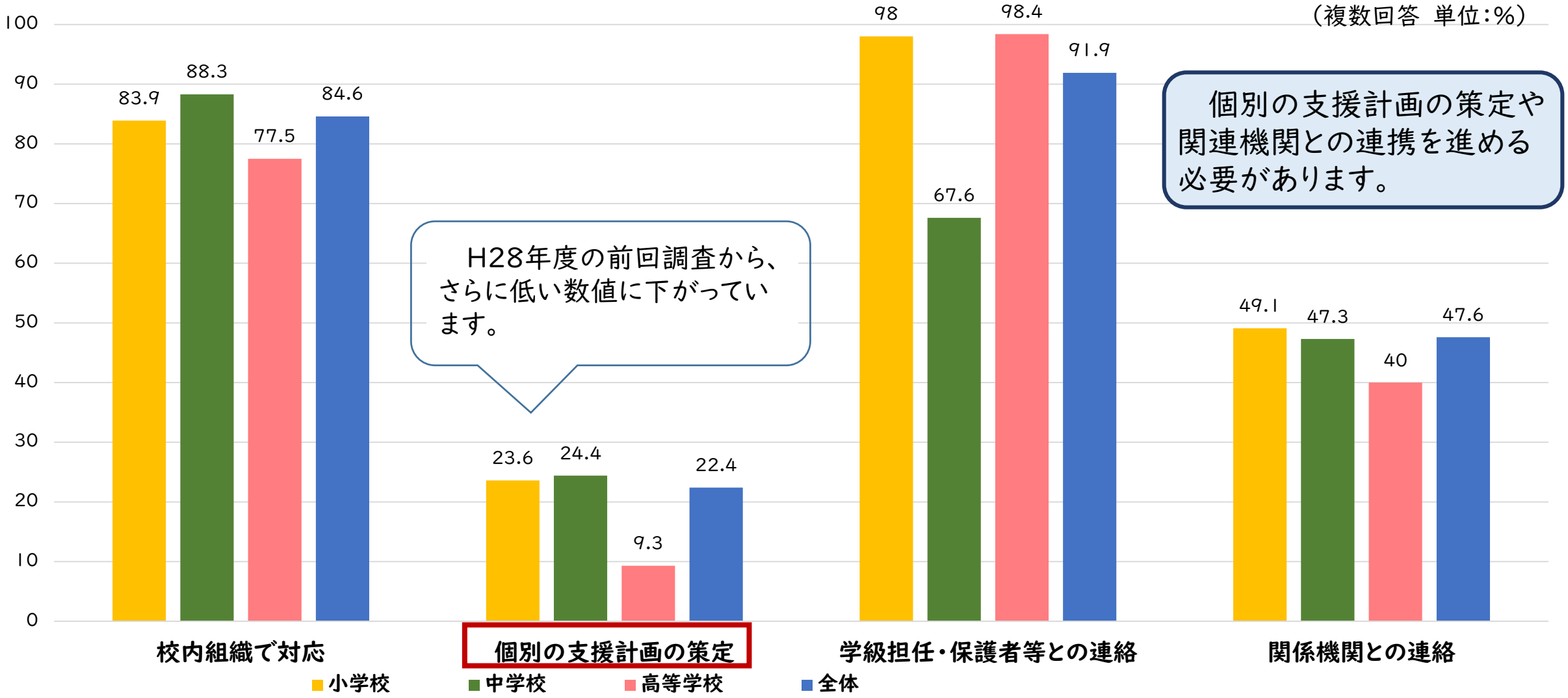

H28年度の前回調査から、さらに低い数値に下がっています。

個別の支援計画の策定や関連機関との連携を進める必要があります。

保健室利用状況に関する調査報告書 公益財団法人 日本学校保健会 （令和6年3月発行）

○ 子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）の接種について

【経緯】（厚生労働省の対応）

・平成25年度から予防接種法に基づく定期接種の対象として実施

・子宮頸がん予防ワクチン接種後の様々な症状が副反応として報告された

・厚生労働省の検討会議の結果、一時的に積極的な接種推奨の差し控え

↓

・積極的接種推奨再開通知（令和3年11月26日）

「基本的に令和4年4月から順次実施すること」

厚生労働省HPから様々な情報が得られます。
リーフレットは、接種前の説明や推奨だけではなく、接種後の対象者・保護者向けや医療従事者向けもダウンロードできます。

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

3 健康相談

○ 月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について

【事務連絡】 文部科学省 令和3年12月13日

・思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒等の健やかな成長の観点から重要

↓

・初見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげるなど適切に対応する。

◇ 思春期女子の役80%は月経痛、月経前症候群、月経過多等で日常生活・勉強・スポーツが妨げられています。

◇ 早期の適切な治療で改善します。学校において生徒が、そして教員同士が相談できる環境づくりが重要です。

平成28年度スポーツ庁委託事業
「学校における子供の体力向上課題対策プロジェクト」より

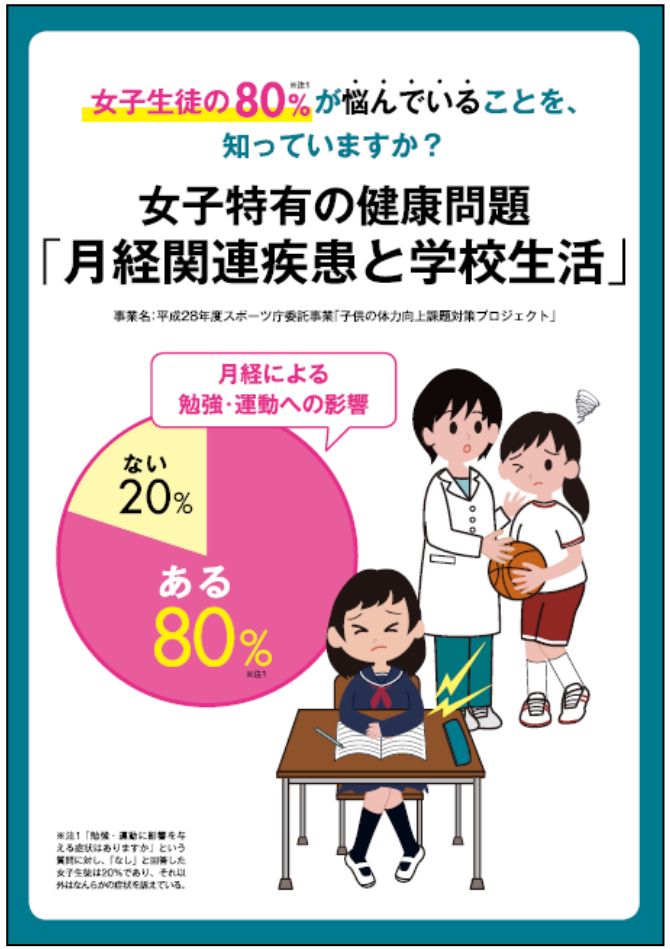

【参考資料】　３　健康相談

「教師が知っておきたい
子どもの自殺予防」
文部科学省
（平成21年3月）

「学校における子供の心のケア」
-サインを見逃さないために-
文部科学省
（平成26年3月）

「子供の心のケアのために」
文部科学省
（平成27年）

【参考資料】　３ 健康相談

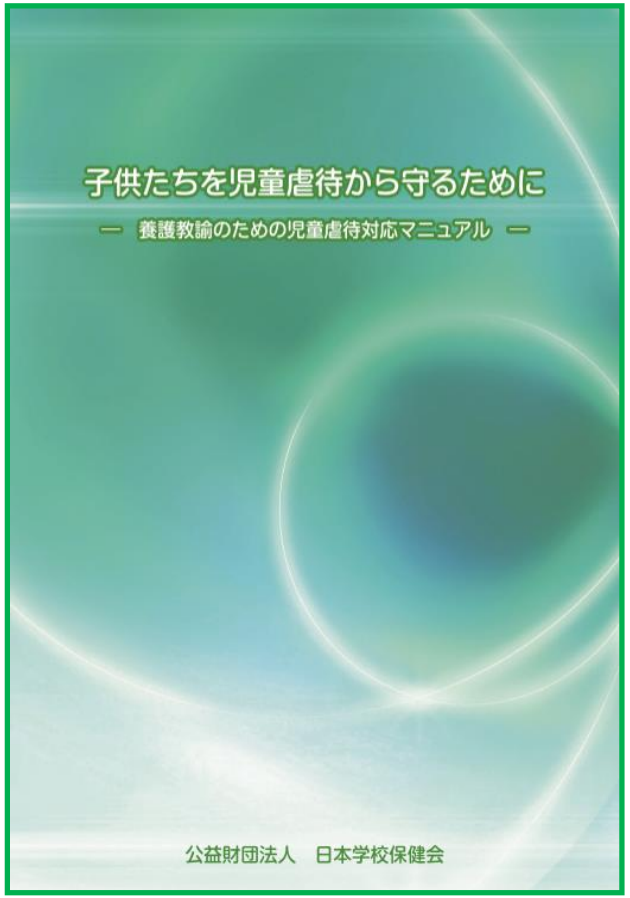

「子供たちを児童虐待から守るために」
-養護教諭のための児童虐待対応マニュアル-
公益財団法人 日本学校保健会
（平成26年3月）

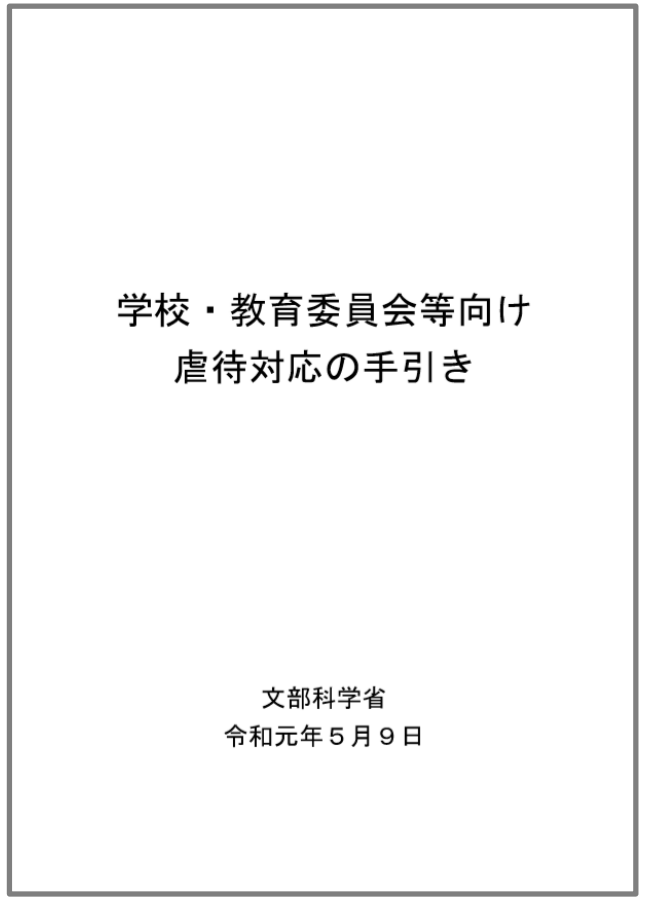

「学校･教育委員会等向け
虐待対応の手引き」
文部科学省
（令和元年5月9日）

「いじめの未然防止･早期発見･
早期対応の手引き【改訂版】」
福岡県教育委員会
（令和3年3月）

○ 保健室経営とは・・・

【学校保健安全法 第7条】（保健室）

学校には、**健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置**を行うため、保健室を設けるものとする。

保健室経営は・・・

○ 児童生徒の健康の保持増進のために学校全体に関わる

○ 教職員の連携が必要となる

※ 中央教育審議会答申（平成20年1月）「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」において、学校保健センター的役割を果たしている**保健室経営の充実（保健室経営計画の作成）**が求められた。

○ 保健室経営計画とは・・・

当該学校の教育目標及び学校保健目標などを受け、その具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画である。

○ 学校保健計画と保健室経営計画

	学校保健計画	保健室経営計画
推進者	**全職員** ＊役割分担して組織的に活動を推進	**養護教諭が中心**
特　徴	・学校保健活動の年間を見通して、「保健教育」「保健管理」の3領域について立てる総合的な基本計画	・教育目標を踏まえた上で、保健室経営の目標に対して、計画的、組織的に運営するための計画 ・養護教諭の職務（役割）と保健室の機能を踏まえた計画

Ⅲ 健康教育における養護教諭の役割

4 保健室経営

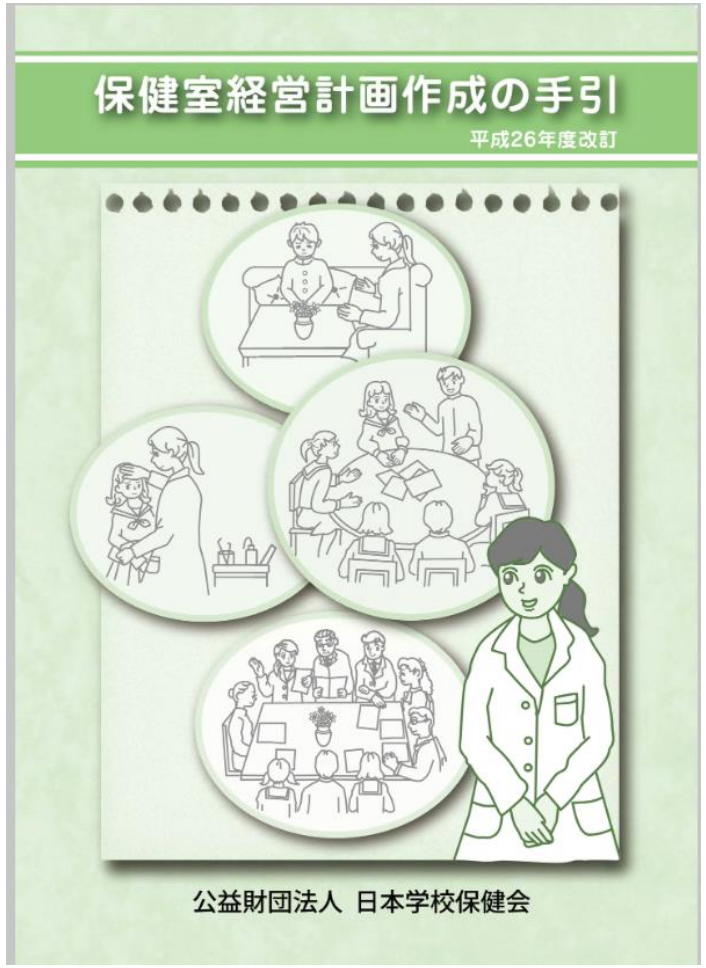

「保健室経営の手引き」
公益財団法人 日本学校保健会
（平成27年）

【保健室経営計画（課題解決型）内容例】

① 学校教育目標
② 学校経営方針
③ 児童生徒の心身の健康課題
④ 学校保健目標
　今年度の重点目標
⑤ 保健室経営目標
⑥ 目標を達成するための具体的な方策
（保健管理・保健教育・保健室経営・保健組織活動）
⑦ 評価計画（自己評価・他者評価）

※保健室利用方法などは別立てとする。

○ 学校保健に関する組織活動とは

・保健部などの学校内における組織活動
・家庭、地域社会との連携
・学校保健に必要な校内研修
・学校保健委員会　　など

○ 学校委員会設置状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
設置している	92.2%	91.5%	67.0%	77.2%

「R5 体育・保健体育及び学校保健に関する調査」（政令市を除く）　福岡県教育委員会

○ 学校保健委員会とは・・・

学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織

○ 学校保健委員会の意義

- 学校の組織・児童生徒、教職員、保護者、地域の関係者など全てを巻き込むことができる。
- 児童生徒を参画させることによって、児童生徒主体の健康教育を推進することができる。
- 地域の他の学校（小学校・中学校・高等学校）との交流を通して地域レベルで健康課題の解決に向けて協力しあうことができる。
- 学校、家庭、地域社会と連携していくことで、複雑化・多様化した児童生徒の心身の健康課題に向けて、効果的な取組ができる。

○ おわりに

複雑・多様化している心と体の両面に関わる様々な健康課題の解決に向け、養護教諭には、**「チーム学校」の一員として**その役割を果たしていくことが求められています。

児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送ることができる資質・能力を育むため、自校の健康課題に対応した取組を組織的・計画的に、学校の教育活動全体を通して行えるよう、学校保健活動推進の中核となって取り組んでいきましょう。